

常任委員会での審査

町長提出議案は、企画総務常任委員会に10件、文教民生常任委員会に10件、建設産業常任委員会に10件が付託され、すべて「原案可決すべき」との審査結果になりました。なお、主な質疑(要旨)は次のとおりです。

企画総務

19年度歳入関係

Q 新型交付税が増
なっている
が、その要因と
なったものは何か。

A 具体的なもの
は示されてない
が、人口と面積
を基本として算定して
いる。

面積においても、宅地、
山林、農地と計数を変え
ていると聞いている。

Q 町有地を売却す
ると言うことだ
が、売却先の決
定はどのような方法で行
うのか。

A 一般競争入札に
より、処分先を
決めていく。

Q 伊奈町有料広告
掲載の要綱が、
ホームページに
掲載されているが、申し
込みはあるのか。

A 広報「いな」へ
の広告掲載は、
町内企業から13
件の応募があった。
ホームページのパナ
ー広告の応募はまだない。

Q 小針中学校増設
の国庫補助金に
ついて、社会増
の分も対象となってい
るのか。

A 社会増の分につ
いては、対象と
なっていない。

総務費関係

Q 南部、北部に続
いて中部にも防
犯拠点施設を設
置するという事だが、充
実した防犯拠点の役割を
発揮するために、どうい
うことをやっていくのか。

A 地域防犯ポラン
ティア及び町、
警察との調整
と、子供の下校時にパト
ロールを2時間ほど行っ
ている。成果については、
それ相応の抑止力になっ
ている。

Q 北部にも出張所
を新たに設置す
ると言うことだ
が、場所はどこになるの
か。

A 県民活動総合セ
ンター内を考え
ているが、まだ
県民活動総合センターと
話を詰めている状況。

Q 公務員の給与を
4・8%引き下
げると言うこと
だが、根拠は何か。

A 人事院の勧告に
基づいた国家公
務員の給与改定
に準じて実施すること
になるので、4・8%引き
下げは国の改定率がもと
になっている。

新都市交通(株)関係

Q 今回新都市交通
と協定を結ぶに
あたって、負担
の変更があったが、町の
負担軽減はあるのか。

A 協定書を締結す
るにあたり、新
都市交通株式会
社から、応分の負担は協
力するとの回答を得てい
る。

また、鉄道博物館が
できるわけだが、関連し
た増収計画を図っていく
とのこと。



救助工作車

文教民生

民生費関係

Q 社会福祉協議会への補助金が増えているが、理由は何か。

A 来年度1名増員による人件費の補助となっている。

Q 緊急通報電話機の現在の設置台数と、19年度新たに何台設置されるのか。

A 現在68台設置されている。新たに10台設置の予定。

Q 乳幼児医療費の窓口払い廃止は、いつごろから実施できるのか。

A 19年度に地区医師会と協議に入り、20年4月から実施の予定。

衛生費関係

Q クリーンセンターの工事請負費が増額になっているが、その内容は。

A ごみクリーンのバケットの劣化が激しいので交換する。
また、焼却炉内部の耐火物の張替えの修繕を行い炉の延命を図る。

Q 合併浄化槽の対象地域で、補助金を申請した時に、拒否したことはないか。

A 今まで、合併浄化槽の補助金の要望に応えられなかったことはない。

教育費関係

Q さわやか相談員の県補助金と、町の負担割合は。



小針中学校増築予定地にて

A 県が2/3、町が1/3となっている。

Q 伊奈町独自の学力テストの結果をどのように活用するのか。

A 最終的には個人にフィードバックしながら、指導におけるデータとする。

介護保険関係

Q 介護保険料を滞納して、サービスを受けられなかった人がいたか。

A 現在のところ滞納により、サービスの制限を受けた方はいない。

Q 町の地域包括支援センターの委託先は。

A 伊奈町の社会福祉協議会にお願いする予定。

水道事業関係

Q 19年度の加入金が、ウニクスの周辺に建つ住宅の数と合わせると少ないがその理由は。

A 加入金については、当初18年度分として見込んでいたが、予算編成後に19年度にずれ込むことがわかったので、追加で入ってくる予定。

Q 人口が4万人に近づいているなかで、新しい拡張計画が示されていないが、どのように検討しているか。

A 人口は伸びているが、現在の施設で平成25年くらいまでは対応できる。安定した水の供給ができるよう、今後水道ビジョンを作成する場合には、施設設備を含め、水道事業全体について検討し、事業運営を図っていく。

建設産業

18年度公共下水道事業補正予算

Q 伊奈町全体の事業の進捗状況はどれくらいか。

A 法律に基づいて認可された区域の、94%程度が終わっている。

Q 全体計画の中で、認可を受けながら実施していくとのことだが、全体計画の数値の変更はあるのか。

A 将来計画、基本構想が変わり、何も考えてなかった場所に工業団地ができるようになった場合には、計画変更の可能性はある。

18年度中部特定土地区画整理事業補正予算

Q 区画整理事業が延長したことから、公営企業債は増加するのか。

A 限度いっぱいまで借りているので、増加はしない。

Q 事業が終わっても、直ちに償還しなくても良いのか。

A 国のほうも、通常それは認めていない。中部区画整理事業については、事業終了までには償還する資金計画が確定している。

19年度農林水産業費関係

Q 町は農業振興を、今後どのように考えていくのか。

A 全国的に言えることだが、農家の高齢化、後継者不足が大きな問題となっている。

町としては、各部門について、J Aとともに計画書を作成しながら、今後の農業のあり方について考えていく。



中部特定土地区画整理事業地

Q トヨベツト西側の田畑転換は、まだ使える状態になっていないが、どういふふうな指導をしているのか。

A 県の許可を得て実施していたが、田畑転換を行った会社が途中で倒産して、まだ完了検査を行っていない。

地権者から正式な相談はないが、今後は地権者が個人個人の境を測量して、最終的な県の完了検査を受けるよう指導していく。

土木費関係

Q 小針新宿の町道1177号線の拡幅工事については、今年度の予算に入っているのか。

A 業務委託料、設計委託料、それと拡幅改良工事費として、予算を計上している。

Q 栄中央通りのパリアフリー工事は、完成までにあと何年かかるのか。

A 19年度の工事が終わると、全体の45%が完成する。

土木課としては、財政状況を踏まえ、完成まで3年はかかるとの予想をしている。

手数料条例の一部改正

Q 県から移譲のあった手数料は、どれくらい入るのか。

A 388万3千円を手数料として予算計上している。

都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例

Q 県が行っているものの他に、町独自でつけ加えたものはあるのか。

A 現在、県が行っているものをそのまま町が受けるので、特に違いはない。

議長交際費

伊奈町議会議長交際費支出基準

第1 目的

この基準は、議長交際費（以下「交際費」という。）の支出対象を明示することにより、交際費の適正化を図ることを目的とする。

第2 表意者の範囲

原則として議長とする。ただし、議長以外の議員については、その職務上特に必要と認められる場合に限り、議会事務局長と協議のうえ支出できるものとする。

第3 交際費の支出区分等

交際費の支出区分、支出対象及び支出額は、別表のとおりとする。

第4 その他

- 1 支出額について、この基準で定める金額により難しい事情がある場合には、議会事務局長と協議のうえ金額を調整できるものとする。
- 2 交際費は、その内容や金額が常に一般町民の感覚に合致したものとなるよう、社会通念に照らしながら、適正な執行のために適宜見直しを行うこととする。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第3関係）

	支 出 対 象	支 出 額
会 費	各種団体の会議、行事等 (主催者が飲食等の経済的負担を負う場合)	会費が決まっていない場合 ・公共的施設で開催されるものは3,000円 ・その他は5,000円を超えない額
慶 祝 費	個人や各種団体の記念式典等 (主催者が飲食等の経済的負担を負う場合)	・落成式、開所式、竣工式等で会場が当該主催者の施設の場合は3,000円 ・その他は5,000円を超えない額
弔 慰 費	葬儀等	香典等は原則として10,000円以内の額 ただし、町内の場合は新生活運動を遵守し、2,000円とする
渉 外 費	社会通念上、儀礼の範囲として認められる見舞いやお礼、その他平和活動等の事業に対する賛助、福利厚生等の事業に対する協賛	社会通念上妥当と認められる額
その他	上記に掲げるもののほか、議会運営上議長が特に必要と認めたもの	社会通念上妥当と認められる額

平成19年1月26日

議 長 決 裁

政務調査費

政務調査費は、伊奈町議会政務調査費の交付に関する条例に基づき、議員1人当たり月額7,000円を会派に対し交付し、年度終了後、収支報告書に領収書の写しを添付し、議長に報告することとなっています。

政務調査費使途基準 内規

項目	内容
調査研究費	会派が行う町の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費 ・調査委託費 ・交通費 ・宿泊費(1泊2食付で15,000円程度) ・昼食代(1人1,500円程度) ・視察先へお土産代(1箇所3,000円程度)等
研修費	会派が行う研修会、講演会の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費(政党等の研修は除く) ・会場費 ・機材借り上げ費 ・講師謝金 ・会費 ・交通費 ・宿泊費等
会議費	会派における各種会議に要する経費 ・会場費 ・機材借り上げ費 ・資料印刷費 ・茶菓子代等
資料作成費	会派が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 ・印刷製本代 ・原稿料等
資料購入費	会派が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費 ・書籍購入代 ・雑誌購読料等
広報費	会派が行う議会活動及び町政に関する政策等の広報活動に要する経費 ・広報紙 ・報告書等印刷費 ・送料 ・交通費等
事務費	会派が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費 ・事務用品 ・通信費 ・備品購入費(備品となるようなものはなるべく購入しない。購入した場合は備品台帳に記載する。)等

全ての領収書の写しを添付すること。

平成17年12月7日各会派経理責任者による申し合わせを確認した。

出席者	金子 利作(日本共産党)	平田 義雄(民主党)
	大谷 保雄(公明党)	矢部 松男(緑の会)
	高橋 康一(第一民主党)	佐藤 功(清風会)
	荒井 敏男(新政21)	佐藤 弘一(みらい研伊奈)
	議長 鈴木 明	